

平成30年度 第3回適正就学対策審議会次第

日時 平成31年3月1日(金)午後7時～
場所 和泉市コミュニティセンター1階中集会室

1. 開会

2. 議事

3. その他

4. 閉会

(参考資料)

- これまでの開催状況
- 答申案

(別添資料)

【参考】(仮称)学校開校準備委員会等に引き継ぐ事務局の基本方針及び審議会、意見交換会等を通じた主な経過について

槇尾中学校区 和泉市適正就学対策審議会委員名簿

	委 嘱 区 分		氏 名
会長	市議会議員	厚生文教委員会委員長	吉川 茂樹
副会長	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長	小学校長会代表	樹下 堅
委員	市議会議員	厚生文教委員会副委員長	松田 義人
委員	学識経験者	大学教授	冷水 啓子
委員	住民団体の代表者	町会連合会会長	松井 雄三
委員	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長	中学校長会代表	中塚 寿次
委員	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童、生徒の保護者	和泉市P T A協議会代表	井上 樹
委員	公募による市民	公募委員	(欠 員)
委員	臨時委員	市議会議員	坂本 健治
委員	臨時委員	市議会議員	飯阪 光典
委員	臨時委員	市議会議員	友田 博文
委員	臨時委員	町会連合会横山校区代表	辻 二郎
委員	臨時委員	町会連合会南横山校区代表	松葉 善太良
委員	臨時委員	横山小学校P T A代表	達 光隆
委員	臨時委員	南横山小学校P T A代表	橋本 和昌
委員	臨時委員	槇尾中学校P T A代表	森島 淳夫
委員	臨時委員	南横山小学校特認保護者代表	松岡 早代

※公募委員については、平成30年8月9日～9月20日まで募集しましたが、応募者がいなかったため、欠員となっています。

●これまでの開催状況

開催日	説明内容
第1回 平成 30 年 12 月 21 日	<ol style="list-style-type: none">1) 諮問の背景について2) 本審議会で議論をお願いする内容について3) 小中一貫教育について4) 児童・生徒数、学級数の状況及び学校沿革について5) 特認校制度について6) 小規模校におけるメリット・デメリットについて7) 施設一体型小中一貫校の特認校として取り組む教育内容について8) 新校舎の建設等について9) 通学対策について10) 跡地利用について11) 開校までのスケジュール・事務手続きについて12) これまでの取組経過や主な意見、アンケート調査結果について13) 検討される再編パターンについて14) 次回の予定について
第2回 平成 31 年 1 月 30 日	<ol style="list-style-type: none">1) 前回の主な意見2) 今後の手続きに関して3) 教育内容に関して4) 学校建設・通学に関して5) 跡地利用に関して

●第2回審議会でのまとめ

・新校の場所については、継続審議とし、第3回にて意見集約を行う。

・答申案を事務局にて作成し、意見集約を行う。

平成31年3月 日

案

和泉市教育委員会 様

和泉市適正就学対策審議会
会長 吉川茂樹

平成30年12月21日付け和泉教指第2488号で諮問のありました内容について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 横山小学校、南横山小学校、榎尾中学校を統合のうえ、施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の特認校を新設する。なお、その就学区域は、「北田中町、仏並町、坪井町、小野田町、九鬼町、岡町、福瀬町、善正町、下宮町、南面利町、榎尾山町、父鬼町、大野町」とする。

また、南池田小学校区の国分町で、通学距離が1,500m以上の場合、保護者の申し立てがあれば、横山小学校への就学校の変更を認めていた区域については、「横山小学校」を「新設する義務教育学校」に改める。

2. 上記施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の特認校は、現榎尾中学校の敷地を活用するものとする。

【附帯意見】

上記答申に際し、次のことについて配慮を望む。

- ・保護者、地域への情報提供について
- ・開校前に十分な3校連携を推進することについて
- ・特色、魅力ある教育の実施について
- ・安全な通学路、通学バス、特認バスの確保について
- ・適正就学対策審議会、意見交換会等の意見を(仮称)学校開校準備委員会へ引き継ぐことについて

【補足資料】

○和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校就学区域規則(抜粋)

【現状】

第2条 小学校に就学すべき区域は、次のとおりとする。

学校名	区域
横山小学校	北田中町、仏並町、坪井町、小野田町、九鬼町、岡町、福瀬町、善正町、下宮町、南面利町、槇尾山町
南横山小学校	父鬼町、大野町

第3条 中学校に就学すべき区域は、次のとおりとする。

学校名	区域
槇尾中学校	横山小学校、南横山小学校に就学すべき区域

第4条 義務教育学校に就学すべき区域は、次のとおりとする。

学校名	区域
南松尾はつが野学園	春木川町、若樫町、久井町、松尾寺町、春木町、はつが野四丁目、はつが野五丁目、はつが野六丁目



【規則改正後のイメージ】

第4条 義務教育学校に就学すべき区域は、次のとおりとする。

学校名	区域
南松尾はつが野学園	春木川町、若樫町、久井町、松尾寺町、春木町、はつが野四丁目、はつが野五丁目、はつが野六丁目
(仮称)槇尾学園	北田中町、仏並町、坪井町、小野田町、九鬼町、岡町、福瀬町、善正町、下宮町、南面利町、槇尾山町、父鬼町、大野町

【補足資料2】

槇尾中学校区学校適正配置に関する意見交換会の開催

平成 31 年 2 月 14 日（木）午後 7 時 30 分 南部リージョンセンター

参加人数 29名（町会等地域関係者、PTA関係者）

- ・横山校区 13名（町会等地域関係者6名、PTA関係者7名）
- ・南横山校区（特認含む） 16名（町会等地域関係者9名、PTA関係者7名）

内容

1. アンケート調査結果について
2. 適正就学対策審議会の開催状況について
3. 適正就学対策審議会に示している教育内容等について
4. 適正就学対策審議会における主な意見等について
5. 今後の進め方について